

3月号

# おおもり 青色便り



No.0694

一般社団法人 大森青色申告会

令和6.3.1

## 令和5年分の確定申告は済みましたか？

### ●所得税の申告&納付は・・・

**申告期限：3月15日(金)**

納付期限：3月15日(金) 現金納付の方  
：4月23日(火) 口座引落の方

### ●消費税の申告&納付は・・・

**申告期限：4月1日(月)**

納付期限：4月1日(月) 現金納付の方  
：4月30日(火) 口座引落の方



※申告会 3月以降の申告相談体制につきましては、次ページ以降を参考にしてください。

【注意】3月15日(金)は、当会での確定申告の提出及び相談はお受けしていません。

## ～～～ 所得税の申告内容に誤り見つけたら！～～～

※「修正申告」や「更正の請求」は証明書類や帳簿の添付など、手続きが煩雑です。また、修正申告や期限後申告をされた場合には加算税・延滞税がかかる場合があります。今一度申告の見直しをしておきましょう。

- ◆3月15日 までは 訂正申告
- ◆3月16日 以降は 修正申告 又は 更正の請求

## 当会会費が未納の方へお願い

青色申告会は行政機関ではありません。会員の皆様の会費を基に運営しております。当会報4面に確定申告期のスケジュールを記載しておりますが、確定申告期のご予約をお取りいただく場合、令和5年度の会費の未納がございますとご来所いただいてもご相談をお受けすることができません。先着順期間の場合も同様です。会費の未納がある方は、ご相談日当日に納付していただくか、事前に納付してから来所下さるようご協力をお願いいたします。また、12ヶ月以上会費の未納が続きますと退会扱いになる場合がございます(未納金額は消えません) のでご注意ください。

## 3月の申告相談スケジュール

### ▶ 令和5年分所得税の決算確定申告相談

- 予約相談期間：3月1日(金)～3月11日(月)

日曜日を除き、土曜日は3月2日及び9日の午前中のみご予約できます(空き枠がある場合)。完全予約制です。お電話にてご予約ください。TEL:03-3771-8859

- 先着順相談期間：3月12日(火)～3月14日(木)

先着順期間に土曜日はありません。

受付時間：午前9時～午後3時30分(先着順)

※大変混雑いたしますので、なるべく早めにお越しください。

### ▶ 令和5年分消費税の確定申告相談

- 先着順相談期間：3月19日(火)～4月1日(月)

土曜日、日曜日、祝日の営業はございません。

受付時間：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分(先着順)

※インボイス制度施行に伴い混雑が予想されますので、なるべく早めにお越しください。

\*\*\*\*\*  
 青色共済・青色傷害会員増強  
 キャンペーン実施中  
 只今3月14日までに  
 青色共済・青色傷害・介護  
 保険にご加入いただくと、  
 先着150名様限定！  
 ガラポンくじに挑戦できます!!  
 ハズレは一切なし。  
 ぜひこれを機会に青色共済・  
 青色傷害・介護保険への  
 加入をお待ちしております。  
 \*\*\*\*\*



## 事務局よりお知らせ

- ・3月18日(月)は創立記念日(振替)のため、お休みとなります。
- ・4月8日(月)は当会会費の口座振替日です。  
〔令和6年4月～6月分の6,000円〕  
口座残高の確認をお願いいたします。  
また、口座振替のお手続きが  
まだお済ではない方は  
お早めにお手続きをお願いいたします。

## 一般社団法人 大森青色申告会

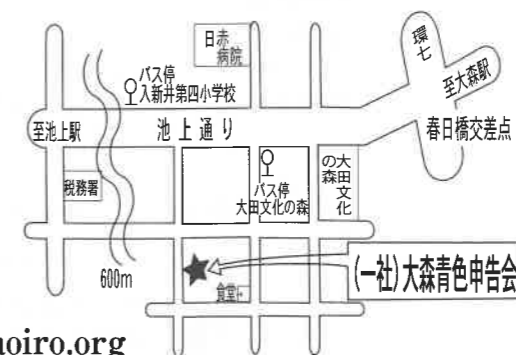
責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18

TEL: 03 (3771) 8859

FAX: 03 (3773) 6388

Eメール: aoiro-o@nifty.com

URL: <https://www.oomori-airo.org>



無料法律・保険相談  
休止のお知らせ  
繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定です。では是非ご利用ください。

### 【消費税の確定申告の持ち物チェックリスト】

	書類の名称	備考
<input type="checkbox"/>	『適格請求書発行事業者の登録申請書』の控え	提出している方のみお持ちください。 e-Tax で提出している方は、紙媒体に印刷をしてお持ちください。
<input type="checkbox"/>	『適格請求書発行事業者の登録通知書』の原本	受取っている方のみお持ちください。 e-Tax で受取っている方は、紙媒体に印刷をしてお持ちください。
<input type="checkbox"/>	『消費税簡易課税制度選択届出書』の控え	提出している方のみお持ちください。 e-Tax で提出している方は、紙媒体に印刷をしてお持ちください。
<input type="checkbox"/>	令和5年分の所得税の申告書・決算書の控え	必ずお持ちください。
<input type="checkbox"/>	令和4年、3年、2年、元年分の所得税の申告書・決算書の控え	インボイスに登録したことにより、初めて課税事業者になられた方は不要です。 その他の方は必ずお持ちください。
<input type="checkbox"/>	令和4年、3年の消費税の確定申告書の控え	左記年分の消費税の申告をしている方は、必ずお持ちください。
<input type="checkbox"/>	令和5年分の中間納付税額(国税分・地方税分)がわかるもの	該当する方は必ずお持ちください。 未納付や分割納付中の方も、左記の金額がわかる書類をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	会計帳簿	会計ソフトをご利用の方は、可能な限りパソコンごとお持ちください。 やよいの青色申告(弥生会計)をご利用の方は、USBメモリ等のデータでお持ちいただけます。オンラインソフト・クラウドソフトをご利用の方は、可能な限り通信環境もご用意ください。
<input type="checkbox"/>	『同封書類一式』内の『D. 消費税集計表』	簡易課税用と本則課税用があります。 ご記入のうえお持ちください。未記入の場合はご相談いただけないことがあります。 (会計ソフトをご利用の方で、正確に消費税の記帳を行って、かつ、当会職員等の求めに応じて各種消費税額等の計算上必要となる金額を集計できる方は不要です)
<input type="checkbox"/>	消費税の納付書	お手元にある方はお持ちください。
<input type="checkbox"/>	金融機関の届出印と口座番号等がわかるもの	上記の納付書が無い方は必ずお持ちください。大森税務署以外の納付書で納付する方もご協力ください。

## 令和5年分の消費税の確定申告を行う方へ

消費税の確定申告を行う方は、昨年12月上旬にお送りした『令和5年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』に同封しております『同封書類一式』内の【納税(申告)義務の判定】【持ち物チェックリスト】【D. 消費税集計表の書き方等について】【仕入税額控除の計算方式の判定フローチャート】を必ずお読みいただき、ご来所される日までご準備ください。以下に抜粋版を掲載しますのでご利用ください。

なお、会計ソフトをご利用の方で、正確に消費税の記帳を行って、かつ、当会職員等の求めに応じて各種消費税額の計算上必要となる金額を集計できる方については【D. 消費税の集計表】をご記入いただかなくても構いません。適正かつ円滑な確定申告指導を実現するために、皆様のご理解ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

### 【納税(申告)義務の判定】

令和5年分の消費税の確定申告を行う必要のある方は下記のいずれか又は複数に該当する方です。

- 基準期間(令和3年)の課税売上高(※)が1,000万円を超える方(注)
- 特定期間(令和4年1月1日～同年6月30日)の課税売上高(※)が1,000万円を超える方(注)
- 『課税事業者選択届出書』を提出している方
- 『適格請求書発行事業者の登録申請書』を提出済みの方で、令和5年中に登録を受けている方

(注)・・・上記基準期間・特定期間が課税事業者の場合、税抜金額で判定します。

(※)・・・課税売上高とは、消費税が課税される売上金額(不動産所得者の賃貸料等を含む)と輸出取引等の免税売上金額の合計をいいます。

具体的には、事業所得の売上高・雑収入・家事消費等、不動産所得の賃貸料・礼金・更新料・名義書換料・その他の雑収入、譲渡所得のうち事業用資産の譲渡対価、雑所得のうち公的年金等以外に該当する消費税の課税要件に該当するもの。

なお、売上返品、売上値引きや売上割戻し等に係る金額を控除します。

#### 【ご注意】

『適格請求書発行事業者の登録申請書(インボイス登録申請書)』を提出したことにより、令和5年中から初めて課税事業者へなった方は、その登録を受けた日(令和5年9月30日以前に有効なインボイス登録申請書を提出した場合は令和5年10月1日)以降に課税事業者になります。

したがって、課税取引金額はその登録を受けた日から令和5年12月31日までの金額を集計して下さい。また、令和3年の課税売上高が1,000万円を超えている方や例年消費税の申告をされている方等はこの限りではありませんので、令和5年1月1日から12月31日までの金額を集計して下さい。

### 【2割特例を適用する方】

- ・2割特例を適用される場合は、その旨をご相談時に当会職員等へお伝えください。
- ・原則として、2割特例を適用できる方(令和3年における課税売上高が1,000万円以下のインボイス発行事業者)で、上記の『D. 消費税の集計表』が無記入の場合や、会計ソフトへ正確に記帳されていない場合は、2割特例以外を適用するご相談はお断りさせていただきますのでご了承ください。
- ・2割特例を適用する場合にも「指導サポート料」をいただいております。当該申告年分に有効な『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出している方は1口2,000円以上、提出していない方は1口4,000円以上を頂戴しておりますのでご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。